

P7 おわりに

◎飲酒運転を根絶するために必要なのは、運転者はもとより、その周辺の人々も含め、一人一人が飲酒運転の悪質性・危険性を理解して、アルコールに関する正しい知識を身に付けることだと思うよ。

そして、

- ・「飲酒運転を絶対にしない、させない」
 - という ・「飲酒運転を許さない社会環境」
- を県民全体で醸成していくことが重要なんだよ。



◎そうだよね。

そのためには、酒類を製造・販売、提供される方、職場において交通安全運転の指導にあたる方など、多くの皆様のご理解とご協力により、地域や職場等における飲酒運転根絶に向けた取組が一層推進されなければいけないよね。みんなで、飲酒運転を無くしましょう！



自転車のスマホ・酒気帯び 罰則強化

ダメ!! ながらスマホ 酒気帯び運転

令和6年11月1日 道路交通法改正

自転車運転中の新たな罰則

運転免許取得 罰金1年以下の懲役又は30万円以下の罰金
酒気帯び運転 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

警察庁・都道府県警察

アルコールの運転への影響は自転車もクルマと同じ

飲酒運転は、絶対ダメ!

アルコールは「少量」でも脳の機能を麻痺させる!

お酒を飲んだら、絶対乗らない!

飲酒運転は、道路交通法違反

運転免許取得 罰金1年以下の懲役又は30万円以下の罰金
酒気帯び運転 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

警察庁

Q & A
ルールちゃんとマナーちゃん
教えて
交通安全 NO.6



みんなで守ろう!
飲酒運転を絶対にしない!させない!



一般財団法人兵庫県交通安全協会



Podcastはこちらから!

飲酒運転の禁止



Q：飲酒運転が許されないのは知ってるけど、飲酒の量とか程度で対応が変わるのかな？自転車は大丈夫だよな。

A：飲酒運転の禁止は、もはや常識です。

道路交通法第65条で「何人も酒気を帯びて車両等を運転してはならない。」と規定しています。

程度や量を問わず、一切の飲酒運転を禁止しています。

自転車も同じだよ！令和6年11月1日から自転車の酒気帯び運転に対する罰則が整備されたんだよ。



飲酒運転の責任



Q：それは、そうよね。罰則は、一定の状態に至ったとか一定の量を超えたときに限られるけど、そこに至らなければ、許されるというものではないよね。そこで、飲酒運転の責任について、もう少し、詳しく教えてくれるかな？

A：はい、分かりました。

刑事責任が問われるのは、アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態（酒に酔った状態）で運転した場合、もしくは、血液中のアルコール濃度が、0.3mg/ℓ以上、呼気中のアルコール濃度が、0.15mg/ℓ以上の酒気を帯びていた場合となっています。

なお、体調や体質により、アルコール濃度が低くてもアルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態に至っていれば、酒酔い運転として罰せられますよ。

次に、罰則と行政処分について、説明するね。



千葉県八街市の交通事故を踏まえた取組み



Q：千葉県八街市で下校していた児童5人が死傷する、飲酒運転のトラックによる悲惨な事故がありましたよね。何か、対策が取られたの？心配だわ！

A：令和3年6月、千葉県八街市において発生した飲酒運転事故を受け、同年8月4日に開催された「交通安全対策に関する関係閣僚会議」において、「通学路等における交通安全の確保及び飲酒運転の根絶に係る緊急対策」が決定されたんだ。

この緊急対策を踏まえて、安全運転管理者の未選任事業所の一掃が図られ、同年11月には、道路交通法施行規則が改正されて、安全運転管理者に対しては、目視等による運転者の酒気帯びの有無の確認を行うこと等を義務付けられ、特に、職業ドライバーには、厳しくチェックされる規定が設けられたんだ。

また、政府の指示により全国の学校で通学路の緊急一斉点検も行われたよ。

点検による危険箇所の抽出と歩道設置、ガードレール設置、信号機設置、路面標示の改善などが行われました。

A：兵庫県交通安全協会では、飲酒運転の危険性や飲酒運転による交通事故の実態等について積極的に広報して、飲酒が運転等に与える影響について理解を深めるため、飲酒体験ゴーグル等を活用するなどして、参加・体験型の交通安全教育を推進しているの。



また、警察と連携して「飲酒運転を絶対にしない、させない」という県民の規範意識の更なる向上を図るよう呼び掛けているわ。



飲酒運転はなぜ危険か？



Q：なるほど、刑事も民事も厳しい処分が待っているね。なぜ、飲酒運転はそれほど危険なのか、詳しく教えてくれるかな？



A：飲酒運転というのは、ビールや日本酒などのお酒やアルコールを含む食べ物を摂取して、アルコール分を体内に保有した状態で運転する行為を言います。問題なのは、このアルコールなんだよ。

このアルコールには、麻痺（まひ）作用があって、脳の働きを麻痺させてしまうんだよ。

すなわち、血中のアルコール濃度が高くなって、理解や判断をつかさどる、大脳皮質の活動をコントロールする「網様体」が麻痺してしまうんだ。

だから、人は酔っぱらうと、顔が赤くなって多弁になったり、視力が低下するなどの変化が現れ、さらに知覚や運転能力をつかさどる部分が抑制されるから、同じ話を繰り返したり、足元がふらふらしたりするだろう。もう分かるよね！

このように、飲酒時は、運転に必要な情報処理能力、注意力、判断力などが低下するんだよ。

具体的には、「気が大きくなり速度超過をする」「車間距離の判断を誤る」「危険の察知が送れ、ブレーキペダルを踏むまでの時間が長くなる」といった、交通事故に結びつく危険性を高めます。

また、お酒に弱いという人だけではないですよ。お酒に強いという人も、低濃度のアルコールでも、運転操作等に影響を及ぼすことが、色々な調査で明らかになっているからね。

飲酒したら絶対に車両等を運転しないでね！



飲酒運転の厳罰化



Q：本当ね！飲酒運転は絶対にしてはいけないわ！みんなで、飲酒運転を許さない社会づくりをしないとね。そこで、お願いがあるの。飲酒運転が厳罰化された推移を教えてくれるかな？



A：平成11年11月の東名高速道路で飲酒運転のトラックに追突され、幼い姉妹が亡くなる事故などをきっかけに、飲酒運転に対して厳罰化を求める声が高まったの。

そして、平成13年には、刑法の一部改正により「危険運転致死傷罪」が新設されたんだよ。

また、平成14年には飲酒運転等に対する罰則や違反行為に対する行政処分点数も上げられたわ。

なのに、その後、平成18年8月の福岡市で一家5人が乗る車に飲酒運転の車が追突し、海に転落、幼い3人の命が奪われました。

これを契機に、国民の飲酒運転根絶気運が一層高まり、平成19年には、飲酒運転に対する罰則が更に引き上げられて、飲酒運転を助長する行為を直接処罰することができるようになったのよ。



A：東名高速道路の事故や福岡市の事故も、子供が犠牲になるなど、痛ましい事故が続き、厳罰化の機運がどんどんと高まっていくんだ。

平成21年には、飲酒運転に対する行政処分が強化され、平成26年には、その発覚を免れるための逃走・追加飲酒等の行為をした場合に適用する、いわゆる過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱罪等が追加された「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律」が施行されたんだよ。





Q：飲酒運転の根絶は、被害者や遺族、そして社会全体の切実な思いがあるよね。兵庫県交通安全協会では、どのような取組みをしているのか教えてくれるかい？

A：兵庫県交通安全協会では、平成18年から、全日本交通安全協会が中心となって推進している「ハンドルキーパー運動」を推進しています。

この運動は、「自動車で仲間や知人と飲食店などへ行く場合、お酒を飲まない人（ハンドルキーパー）を決め、その人が自動車の運転をして仲間などを送り届ける。」というもので、「乗るなら飲むな、飲むなら乗るな」を実践する、飲酒した人にハンドルを握らせないという運動です。

悲惨な交通事故につながる飲酒運転をなくすため、平成18年から、警察や関係機関・団体のご協力を得て、企業、事業所、酒類を提供する飲食店などをはじめ、広く県民の皆様に、ハンドルキーパー運動への参加を呼び掛けているんだ。

これからも、飲酒運転が無くなるまで、引き続き、この運動を推進していくので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

NO!
飲酒運転



A：「罰則」は、この様になっているよ。



- 車両等を運転した者
酒酔い運転をした場合
・ 5年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金
- 酒気帯び運転をした場合
・ 3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金
- 車両等を提供した者
(運転者が)酒酔い運転をした場合
・ 5年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金
- (運転者が)酒気帯び運転をした場合
・ 3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金
- 酒類を提供した者又は同乗した者
(運転者が)酒酔い運転をした場合
・ 3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金
- (運転者が)酒気帯び運転をした場合
・ 2年以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金



A：「行政処分」については、次のとおりです。

- 酒酔い運転(※1)
基礎点数 35点 免許取消し 欠格期間3年(※2,3)
 - 酒気帯び運転
 - ・ 呼気中アルコール濃度0.15mg/l 以上 0.25mg/l 未満
基礎点数 13点 免許停止 期間90日(※2)
 - ・ 呼気中アルコール濃度0.25mg/l以上
基礎点数 25点 免許取消し 欠格期間2年(※2,3)
- (※1) 「酒酔い」とはアルコールの影響により車両等の正常な運転ができないおそれがある状態をいう。
 (※2) 前歴及びその他の累積点数がない場合
 (※3) 「欠格期間」とは運転免許の取消処分を受けた者が運転免許を再度取得することができない期間